

# 専門医様

現在かかっている病気が軽快し、他の園児への感染のおそれがなくなりましたら、お手数でも保護者に「登園してよい」旨を指導し、下記の「登園許可書」に記入をお願いします。

## 登園許可証

保護者記入欄

|            |   |    |
|------------|---|----|
| 幼稚園<br>保育園 | 組 | 氏名 |
|------------|---|----|

下記の感染症に罹患しましたが、本日の診察では集団保育に支障がないと認められますので期日より登園してよいことを証明します。

病名 (主治医記入欄・・・該当に○印をお願いします。)

|     |   |  |          |
|-----|---|--|----------|
| 第2種 | インフルエンザ<br>風疹（三日ばしか）<br>水痘（水ぼうそう）<br>髄膜炎菌性髄膜炎 | 百日咳<br>流行性耳下腺炎（おたふくかぜ）<br>咽頭結膜熱（アデノウイルス） | 麻疹<br>結核 |
| 第3種 | 流行性角結膜炎（はやり目）<br>腸管出血性大腸炎（O-157、O-26 など）      | 急性出血性結膜炎                                 |          |

☆第3種その他、その他の感染症について

溶連菌感染症 感染性胃腸炎（ロタウイルス、アデノウイルス、ノロウイルス）  
RSウイルス 伝染性紅斑（りんご病） ヘルパンギーナ  
手足口病 マイコプラズマ肺炎 伝染性膿痂疹（とびひ）

これらの病気にかかり症状が重い時、その時の発生や流行の大きさによって当園停止が望ましい場合などは保護者への説明のうえ記入をお願いします。なお、伝染性紅斑など診断がついて登園可能な疾患も○印をお願いします。

登園してもよいと認められる月日 平成 年 月 日から

登園後の注意事項  
平成 年 月 日

医療機関名  
医師名

☆上記の基準は、「学校保健安全法施行規則」に準じています。

☆平成24年4月1日「学校保健安全法施行規則改正」に伴い変更するものです。